

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年2月12日(2015.2.12)

【公開番号】特開2013-128604(P2013-128604A)

【公開日】平成25年7月4日(2013.7.4)

【年通号数】公開・登録公報2013-035

【出願番号】特願2011-279062(P2011-279062)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 Z

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】平成26年12月17日(2014.12.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 9

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 0

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 0】

本発明は、汎用性が高い演出基板を備える遊技機を提供することを目的とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 1】

本発明は以下の構成を採用した。括弧内の参照符号は、本発明の理解を容易にするために実施形態との対応関係を示したものであって、本発明の範囲を何ら限定するものではない。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 2】

本発明にかかる遊技機(100)は、記憶手段(331)に記憶されている画像データを用いて、画像表示手段(104)に表示させる描画データを生成する画像処理手段(314)が設けられる演出基板(310)と、前記演出基板(310)に接続可能な所定の接続手段(502, 701)を有して前記演出基板(310)に対して分離可能であり、前記演出基板(310)と画像表示にかかる周辺機器(910)とに接続し、前記画像処理手段(314)と前記周辺機器(910)との間で、画像表示に必要なデータを伝送する中継基板(900)と、を備えることを特徴とする。

**【手続補正5】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】削除

**【補正の内容】****【手続補正6】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】削除

**【補正の内容】****【手続補正7】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】削除

**【補正の内容】****【手続補正8】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

**【補正の内容】****【0016】**

本発明によれば、演出基板の汎用性を高めることができるという効果を奏する。

**【手続補正9】**

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

**【補正の内容】****【特許請求の範囲】****【請求項1】**

記憶手段に記憶されている画像データを用いて、画像表示手段に表示させる描画データを生成する画像処理手段が設けられる演出基板と、

前記演出基板に接続可能な所定の接続手段を有して前記演出基板に対して分離可能であり、前記演出基板と画像表示にかかる周辺機器とに接続し、前記画像処理手段と前記周辺機器との間で、画像表示に必要なデータを伝送する中継基板と、

を備えることを特徴とする遊技機。